

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 9 号

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 2 8 年茅ヶ崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「第 2 0 条第 1 項」を「第 2 1 条第 1 項」に改める。

第 1 7 条の 3 第 1 項中「除く」の次に「。以下この条において同じ」を、「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 2 項中「1 日につき 2 時間を超えない」を「次の各号に掲げる範囲内のうち、あらかじめ職員が任命権者に申し出たいずれの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

(2) 1 年につき 7 7 時間 3 0 分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第 1 7 条の 3 中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条を第 2 2 条とする。

第 2 0 条第 1 項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 2 1 条とし、第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 2 0 条 任命権者は、茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年茅ヶ崎市条例第 2 号）第 3 4 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立

- 支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例第34条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第17条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。
- 3 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年茅ヶ崎市条例第39号)附則第8項又は第9項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第17条の3第2項第2号の規定を適用する。